

Create Japan ワーキンググループの設置について

令和元年6月6日
知的財産戦略本部
検証・評価・企画委員会座長決定

(趣旨)

1. 「検証・評価・企画委員会の運営について」（平成25年11月5日知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会座長決定）に基づき、知的財産推進計画に位置づけられているクールジャパンの推進のため、Create Japan ワーキンググループ（以下「CJWG」という。）を設置する。

(目的)

1. CJWGにおいては、世界の視線を起点としつつ、日本人及び外国人の協働の下で日本の魅力を発掘し、発信するなどにより世界からの共感を得るための方策について、必要な議論を行う。

(参加者)

1. CJWGの委員は、別紙のとおりとする。
2. CJWGは、必要があると認めるときは、委員の過半数の同意により、委員のほかにオブザーバを参加させることができる。また、委員及びオブザーバ以外の参考人を招いて意見を聞くことができる。

(公表)

1. 会議は、原則として公開し、内閣府知的財産戦略推進事務局（以下「事務局」という。）へ事前登録を行った者は傍聴することができる。ただし、傍聴者は会議を録音又は録画することができない。
2. 会議資料及び議事録は、原則として公開する。
3. 前2項について、率直な意見交換が損なわれるおそれや委員等の権利利益が侵害されるおそれがあるなどの理由により、委員の過半数が同意した場合には、一部の公開又は非公開にすることができる。

(情報の外部における取り扱い)

1. 委員、オブザーバ、参考人及び傍聴者は、委員の過半数が反対をした場合を除き、会議における情報を外部で取り扱うことができる。
2. ただし、発言をした者の所属及び氏名を特定することを希望する場合は、事務局を通して、発言者本人とその他の委員の過半数の同意を得るものとする。

(任期)

1. 委員の任期は、任命の日から2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(庶務)

1. CJWGの庶務は、内閣府知的財産戦略推進事務局において処理する。

(その他)

1. 前各項に掲げるもののほか、CJWGの運営に関する事項その他必要な事項は、委員の過半数の同意により定める。

CJワーキンググループの委員（12名）

2019年6月6日時点

アストリッド・クライン	クライン ダイサム アーキテクト 代表
コチュ・オヤ	株式会社Oyraa 代表取締役社長
シーソングラム・カオ	株式会社MATCHA インバウンド戦略部 統括マネージャー
ダニー・チュー	スマートドール株式会社 代表
ニック・サーズ	有限会社 フクオカナウ 代表取締役
ローレン・ローズ・ コーカー	ZAIKO株式会社 取締役COO 兼 FUGA Japan Business Development Representative
うめざわ たかあき 梅澤 高明	A.T. カーニー 日本法人会長
くすもと しゅうじろう 楠本 修二郎	カフェ・カンパニー株式会社 代表取締役社長
さとう かずたか 佐藤 一毅	国際オタクイベント協会 代表
たなか りさ 田中 里沙	事業構想大学院大学 学長
なかむら いちや 中村 伊知哉	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科 教授
なつ の たけし 夏野 剛	慶應義塾大学 政策・メディア研究科 特別招聘教授

(敬称略)